

# 仕様書(リース、レンタル用)

教育委員会事務局 総務部  
学校事務支援室 情報化推進担当  
(担当:桐木、安部 電話:841-3505)

件名	京都市教育委員会認証サーバ機器賃借
契約期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
契約条件	<p>1 支払方法</p> <p>(1) 契約金額を契約月数で除した金額を毎月1回ずつ支払う。ただし、端数が生じた場合は、令和8年4月分に合算して支払う。</p> <p>(2) 受注者からの請求に基づき、毎月1日以降に前月分を支払う。</p> <p>2 期間終了後の物件の取扱い 本市無償譲り受け</p> <p>3 リース対象機器・納品</p> <p>(1) 対象 本仕様書に基づき、受注者が納品する機器等。詳細は「京都市教育委員会認証サーバ機器賃借仕様書」のとおり。</p> <p>(2) 納品場所 京都市教育委員会データセンター。住所は京都市内であり、受注者のみに開示する。</p> <p>4 保守 含む。詳細は「京都市教育委員会認証サーバ機器賃借仕様書」によること。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 機種、ライセンス等の選定 納入品目ごとに、同種のものを納入することとし、全ての納入品目は、納入前にカタログ等を提出し、京都市の承認を得ること。</p> <p>(2) 再委託 本件の受注者は、再委託を行うときには事前に書面により京都市に提出し、その承認を得ること。</p> <p>(3) 契約条件 この契約は、長期継続契約とし、以下の条件において契約するものとする。</p> <p>ア 京都市は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、この契約を解除することができる。</p> <p>イ 前項の規定により、京都市がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受注者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に京都市が受注者に対して支払った当該賃借料を上回っていても、受注者は、その差額を京都市に請求することはできない。</p> <p>ウ 受注者は、前項に定めるもののほか、上記アの規定により京都市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、京都市に請求することはできない。</p>

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

## **京都市教育委員会認証サーバ機器賃借仕様書**

## 目次

<b>1 調達概要及び調達範囲</b>	<b>3</b>
(1) 業務名	3
(2) 調達概要	3
(3) 履行期間	3
(4) 履行場所	3
(5) 納品物等	3
(6) 検収	4
(7) その他	4
<b>2 システム仕様</b>	<b>4</b>
(1) 再整備概要（「【別紙2】：認証サーバ更新」参照）	4
(2) ネットワーク設定作業	5
(3) 認証先設定変更作業	5
(4) 認証サーバ設定作業	6
(5) 他のネットワーク更新作業との調整	7
<b>3 ハードウェア</b>	<b>7</b>
(1) 共通事項	7
(2) 認証装置	7
<b>4 保守要件</b>	<b>9</b>
(1) 共通事項	9
(2) 故障発生時の連絡	9
(3) センドバック保守	9

## 1 調達概要及び調達範囲

### (1) 業務名

京都市教育委員会認証サーバ機器賃借

### (2) 調達概要

本調達は、京都市教育委員会（以下「本市」という。）のネットワーク及びサーバ環境整備に係る調達であり、令和3年度に「GIGAスクール構想実現のための京都市校内通信ネットワーク整備事業」で整備した認証サーバ機器のリース満了（令和8年3月31日）に伴う再整備である。

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。ただし、令和8年3月31日まではシステム構築及び移行期間とし、稼働開始日は令和8年4月1日とする。この稼働開始日を踏まえ、以下の点に留意すること。

#### ア 導入に際しての調整

- (ア) 導入に当たっては、本市と十分に協議を行い、学校の学習活動に支障が生じないよう配慮すること。
- (イ) システムの移行作業については、他のネットワーク更新作業との調整を図り、稼働開始日までに本番稼働が可能な状態となるよう計画・実施すること。

#### イ 保守維持の範囲

- (ア) 本調達により納入された機器については、稼働開始日から5年間の保守維持を本調達の履行範囲に含むものとする。
- (イ) 障害発生時の一次切り分けは、本市が委託する京都市教育ネットワーク（以下「光京都ネット」という。）の運用管理業者である光京都ネットサポートデスク（以下「サポートデスク」という。）が行う。サポートデスクから連絡を受けた場合は、「4 保守要件」に従い、速やかに対応すること。

### (4) 履行場所

京都市教育委員会データセンター（京都市内）。住所については、契約締結後に受注者に開示する。

### (5) 納品物等

ア 納品物は以下のとおり。ただし、ライセンス一式以外の納品物は、要不要を含めその内容を本市と事前に協議し、協議内容が反映されていることの確認を受けること。

	納品物	内容
(ア)	ライセンス一式	保証書、ライセンス証書（又はそれに代わる資料）。
(イ)	業務実施計画書	業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。
(ウ)	WBS	必要作業を細分化したもの。WBSは作業項目の明確化とともに、スケジュール管理及び工数の割出しを行うため、作業項目にスケジュール及び工数を併せて記載したもの。
(エ)	導入機器一覧	本事業で導入した機器の一覧。本市所定の様式で作成し、一覧には、障害発生時の連絡に必要な保守コード等の情報を含めること。

(オ)	基本設計書	本事業の要件を実現するために実装すべき機能や基礎的な事項についてまとめたもの。
(カ)	詳細設計書	基本設計書で定められた内容を実現するために、それをどう実現するかを具体的に定めたもので、各機器へ設定するパラメータ等の設定根拠及び設定ルールなどの技術的な事項をまとめたもの。
(キ)	ネットワーク構成図	ネットワーク構成をわかりやすくまとめたもの。物理構成図、論理構成図の2種類とする。
(ク)	ラック搭載図	京都市教育委員会データセンター内の19インチラックに設置した機器の搭載状況をまとめた資料。機器型番、ホスト名及び設置U数は必ず記載する。
(ケ)	データ移行計画書	既存認証サーバのデータを新認証サーバへ移行するための内容(手法、手順及びスケジュール)について記載したもの。
(コ)	テスト計画書及び結果報告書	敷設した配線、導入機器等の品質及び設定内容を検査するため実施する試験の内容について定義したもの並びにその報告書。ケーブル試験結果含む。
(サ)	説明書	納入機器についての操作手順、機器追加時の説明資料、障害発生時の機器交換マニュアル

イ ドキュメント等の納品物については日本語で作成し、電子記録で本市に納品すること。

納品方法は契約後に協議する。

#### (6) 検収

(5)の納品物全てについて、京都市の承認を受けたことをもって検収とする。

#### (7) その他

ア 本調達物品の納入後、初期不具合又は運用に関する問題が生じた場合は、速やかに改善すること。また、本市が不適当と認めた事項についても改善すること。教育活動に支障をきたさぬよう迅速かつ適切に対応すること。

イ 今回設置する全ての機器に対して、「令和8年度認証サーバ機器」と記載した、本市が指示するラベルを貼ること。ラベルには、導入年月、契約業者名、導入業者名及び保守業者名を明記し、容易に剥がせることのないよう保護シールを上から貼付すること。

ウ 本仕様書によるほか、別添の「電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に従い本業務を遂行すること。本仕様書に定める内容と共通仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、本仕様書に定める内容を優先するものとする。

エ 仕様書に定めのない事項又は仕様書に関する疑義がある場合は、本市と受注者で協議を行うものとする。

## 2 システム仕様

### (1) 再整備概要 (【別紙1】:認証サーバ更新) 参照)

ア 再整備にあたり、GIGA系認証サーバについては、データセンター集中型による認証システムとして更新する。集中型GIGA系認証サーバはMACアドレス認証を行うものとし、複数台(2台から4台を想定)の冗長化構成とする。

イ 新たに事務系（無線）認証サーバを構築する。事務系（無線）認証サーバは証明書認証を行うものとし、2台の冗長化構成とする。

ウ 既設の認証サーバから移行が必要なデータは、導入するシステムに移行すること。

## (2) ネットワーク設定作業

ア ネットワーク認証装置（以下「認証装置」という。）

（ア）不正アクセスを防止するため、MACアドレス認証又は証明書認証による端末認証を行うこととし、これらの認証を行うためのシステムを用意すること。

（イ）認証サーバ更新後の各セグメントと認証は以下のとおり。

a	GIGA系（有線・無線）	MACアドレス認証
b	事務系（有線）	MACアドレス認証
c	事務系（無線）	証明書認証

（ウ）対象となる無線アクセスポイント及びスイッチが認証装置のクライアントになれるようすること。

（エ）既存の認証装置に登録されているMACアドレス及び証明書情報を登録し、既存機器が引き続きネットワーク使用できるようにすること。

（オ）認証サーバは無線アクセスポイント・スイッチと認証動作の確認がとれている認証サーバとすること。

イ ネットワーク機器

（ア）今回導入するネットワーク機器に管理用のIPアドレスを設定すること。IPアドレスは本市と協議のうえ決定し、そのアドレス一覧を本市に提出すること。

（イ）「1 調達概要及び調達範囲 (5)納品物等 ア」に示すドキュメントを成果物として納品すること。

## (3) 認証先設定変更作業

ア 既存機器の認証先変更

以下のとおり、学校等の拠点に既設の拠点GIGA系認証サーバ（232台。後日撤去予定のサーバであるが、本調達では撤去しない。）から、データセンターに設置する認証サーバに認証先を変更する。認証先の変更に当たっては、拠点ごとに指定する認証サーバを変更し、認証サーバが負荷分散される構成とすること。

（ア）Merakiダッシュボード及びAWC無線コントローラの設定変更作業

a 現在の認証先を拠点設置の拠点GIGA系認証サーバから、新たにデータセンターへ設置する認証サーバ（集中型GIGA系・事務系無線）に変更する。また、認証サーバ変更後に、認証ログを確認しMACアドレス認証・証明書認証共に端末が認証されていることを確認すること。

b 既存機器の設定変更については、サポートデスク又は導入業者と連絡・調整したうえで、受託者が実施すること。受託者が対応できない場合は、サポートデスク・導入業者と調整し対応すること。これに必要な費用はすべて受託者が負担すること。

（イ）対象となる無線アクセスポイント及びスイッチ

a 小学校、中学校、小中学校、支援学校、幼稚園のMeraki製の無線アクセスポイント及びスイッチ

b 事務局のMeraki製の無線アクセスポイント及びスイッチ

c 美術工芸高等学校及び開建高等学校のMeraki製の無線アクセスポイント及びスイッチ

d 総合教育センター及び青少年科学センターのAllied-telesis製の無線アクセスポイント及びスイッチ

(4) 認証サーバ設定作業

下表のとおり作業すること。

要件項目	詳細・備考
ア ネットワーク設定	導入機器の設置により、既存機器の設定変更等は受注者が行うこと。受託者が対応できない場合は、サポートデスクと調整し対応すること。これに必要な費用はすべて受託者が負担すること。
イ 初期設定・配線	初期設定、配線等、必要な設定は全て受注者が行うこと。
ウ ライセンス	それぞれのサーバごとに必要となるライセンスを履行期間中（60ヶ月）有すること。また、稼働開始日までに必要となるライセンスも受注者負担で用意すること。 (ア) 集中型GIGA系認証サーバ用 利用者ライセンス数：200,000（認証サーバ全台での合計ライセンス数） (イ) 事務系（無線）認証サーバ用 利用者ライセンス数（証明書認証）：200（認証サーバ全台での合計ライセンス数）
エ セキュリティログ管理	各サーバの必要十分なセキュリティログをSyslogサーバへ転送すること。ログ内容は本市と協議のうえ決定し、必要なネットワーク設定変更は受注者が行うこと。
オ 設定作業	(ア) 基本設定、パラメータ設定作業 (イ) 冗長設定 (ウ) GIGA系認証サーバのRadiusクライアント登録 (RadiusサーバへのRadiusクライアント登録。具体的なアドレスは別途指定する。) (エ) MACアドレス登録移行 MACアドレスの登録移行後は、サポートデスクがMACアドレスの登録作業を実施するため、適切な引継ぎを実施すること。引継ぎが完了するまでは、受託者がMACアドレスの登録作業を実施すること。 (オ) 認証設定 a 現行認証サーバ（マスター）の内容をGIGA系認証サーバに移行すること。 b 現行GIGA系認証サーバ（事務局用）の内容をGIGA系認証サーバに移行すること。 c 事務系（無線）認証サーバについては、本市が運用している認証局（証明書発行サーバ）により発行されたクライアント証明書がインストールされた端末のみ認

	証許可し、不正な物理デバイスの無線 LAN 接続を制限すること。
力 監視	導入機器は、サポートデスクがその執務スペース（京都市教育委員会学校事務支援室 2 階）から常時監視可能とすること 監視に必要な設定についてはサポートデスクと打ち合わせして決定すること。

(5) 他のネットワーク更新作業との調整

事務系（無線）認証サーバについては、各高等学校のネットワーク更新作業と UTM・光回線の更新作業が完了するまでに環境を整備する必要がある為、今回の認証サーバ構築との作業及びスケジュールを本市と協議のうえ調整し決定すること。

### 3 ハードウェア

(1) 共通事項

要件項目	詳細・備考
ア ネットワーク機器数量	(ア) GIGA 系認証サーバ：2 台～4 台 (イ) 事務系（無線）認証サーバ：2 台 ※(ア)及び(イ)は全て同一機種とすること。各構成において、冗長化を前提とした設計とし、1 台以上の機器に障害が発生した場合でも、残りの機器で認証処理を継続可能な台数・性能を確保すること。
イ 設置場所	データセンターサーバ室内のネットワーク機器は、既存ラック内に収容すること。 (「【別紙2】：DC-F5 ラックマウント図」参照)
ウ 対象認証方式	RADIUS、IEEE802.1X、MAC 認証、証明書認証
エ 応答時間	応答時間は以下の時間を目安とする。認証サーバにおいて、認証処理に著しい遅延が発生した場合は、速やかに原因を調査し、本市と協議のうえ、必要な対策を講じること。 (ア) RADIUS 認証については、概ね 1.5 秒程度 (イ) 証明書認証については、概ね 4 秒程度 (ウ) MAC 認証については、概ね 1 秒程度
オ その他	ソフトウェアとハードウェアが一体となったアプライアンス製品であること。

(2) 認証装置

認証装置は、以下の仕様を満たすこと。

ア GIGA 系認証サーバ

要件項目	詳細・備考
MAC アドレス収集	MAC アドレスを収集できること。
MAC アドレス認証	ネットワーク機器と連携し、MAC アドレス認証を行う機能を有すること。管理可能な MAC アドレス情報は 200,000 あること。
RADIUS クライアント数	制限なし

対応認証プロトコル	PAP、CHAP、MS-CHAP、MS-CHAPv2、EAP-MD5、EAP-TLS、EAP-PEAP (MS-CHAPv2/GTC/TLS)、EAP-TTLS (PAP/CHAP/MS-CHAPv2/EAP-MSCHAPv2/EAP-TLS)
RADIUS 認証	ワンタイムパスワード認証、MAC アドレス認証、グループプロファイル
証明書管理	認証局証明書及びクライアント証明書の発行・失効・ダウンロードが可能
サーバ証明書	サーバ証明書の発行が可能
MAC 自動取得	ネットワーク認証時にアクセス端末の MAC アドレスを自動取得可能
利用申請機能	認証ネットワーク利用のための申請手続き機能を有すること。
管理画面	日本語対応の GUI 管理画面を有すること。
液晶表示	機器前面に液晶表示器を有し、ホスト名、IP アドレス、システムの稼働状況、及びストレージ異常のメッセージが確認できること。
ネットワークポート	ネットワークインターフェイスとして、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T ポートを 4 つ以上有し、サービス提供用インターフェイス、管理アクセス用インターフェイス、冗長化時のデータ同期用インターフェイスとして利用可能なこと。
USB ポート	USB×2 (UPS 接続用等)
コンソールポート	RS-232C×1 ※仮想環境の管理ツール（例：VMware vSphere）経由でのコンソールアクセスも可とする。
ログ出力	Syslog サーバへのログ出力が可能
動作温度	0~40°Cに対応していること。
バックアップ機能	FTP サーバへの定期的な自動バックアップが可能
冗長構成	複数台（2~4 台）の機器による冗長構成に対応

#### イ 事務系（無線）認証サーバ

要件項目	詳細・備考
MAC アドレス収集	MAC アドレスを収集できること。
RADIUS クライアント数	制限なし
対応認証プロトコル	PAP、CHAP、MS-CHAP、MS-CHAPv2、EAP-MD5、EAP-TLS、EAP-PEAP (MS-CHAPv2/GTC/TLS)、EAP-TTLS (PAP/CHAP/MS-CHAPv2/EAP-MSCHAPv2/EAP-TLS)
RADIUS 認証	ワンタイムパスワード認証、MAC アドレス認証、グループプロファイル
証明書管理	認証局証明書及びクライアント証明書の発行・失効・ダウンロードが可能
サーバ証明書	サーバ証明書の発行が可能
利用申請機能	認証ネットワーク利用のための申請手続き機能を有すること。

管理画面	日本語対応の GUI 管理画面を有すること。
液晶表示	機器前面に液晶表示器を有し、ホスト名、IP アドレス、システムの稼働状況、及びストレージ異常のメッセージが確認できること。
ネットワークポート	ネットワークインターフェイスとして、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T ポートを 4 つ以上有し、サービス提供用インターフェイス、管理アクセス用インターフェイス、冗長化時のデータ同期用インターフェイスとして利用可能なこと。
USB ポート	USB×2 (UPS 接続用等)
コンソールポート	RS-232C×1 ※仮想環境の管理ツール（例：VMware vSphere）経由でコンソールアクセスも可とする。
ログ出力	Syslog サーバへのログ出力が可能
動作温度	0～40°Cに対応していること。
バックアップ機能	FTP サーバへの定期的な自動バックアップが可能
冗長構成	2 台以上の機器による冗長構成に対応

#### 4 保守要件

##### (1) 共通事項

契約期間中、導入した認証サーバの保守を行うこと。

##### (2) 故障発生時の連絡

故障連絡の受付は、サポートデスクが行い、受注者へ連絡する。受注者はサポートデスクから連絡を受け、切分け、対応を行う。

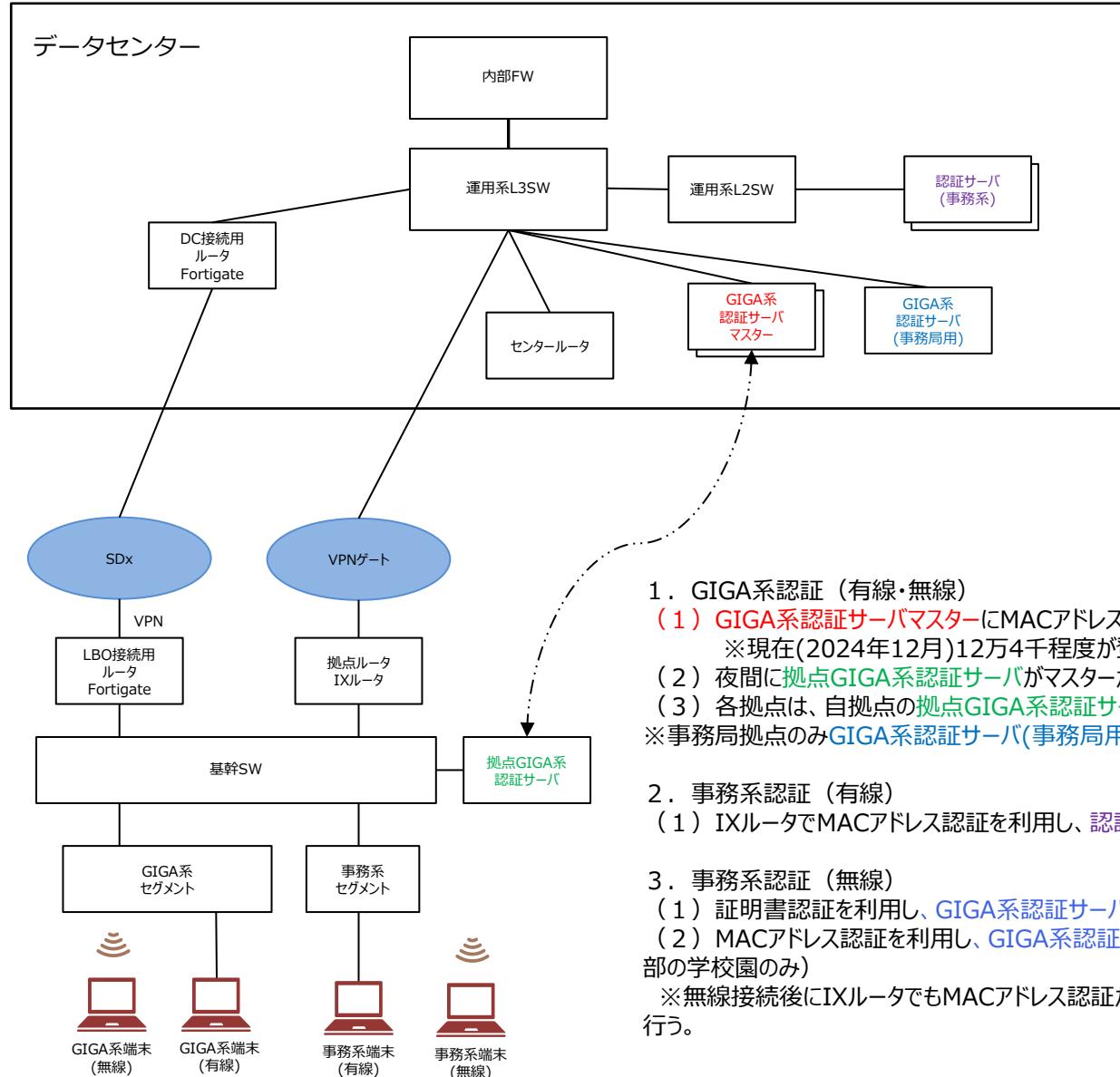
##### (3) センドバック保守

ア サポートデスクからの連絡により対象機器の故障を確認した場合は、速やかに交換機器をサポートデスクに送付すること。機器交換についてはサポートデスクが対応する。

イ 交換後の機器はサポートデスクより受注者に返送するものとし、往復の輸送料（本校への発送及び本校からの返送）はすべて受注者の負担とし、契約金額に含まれるものとする。

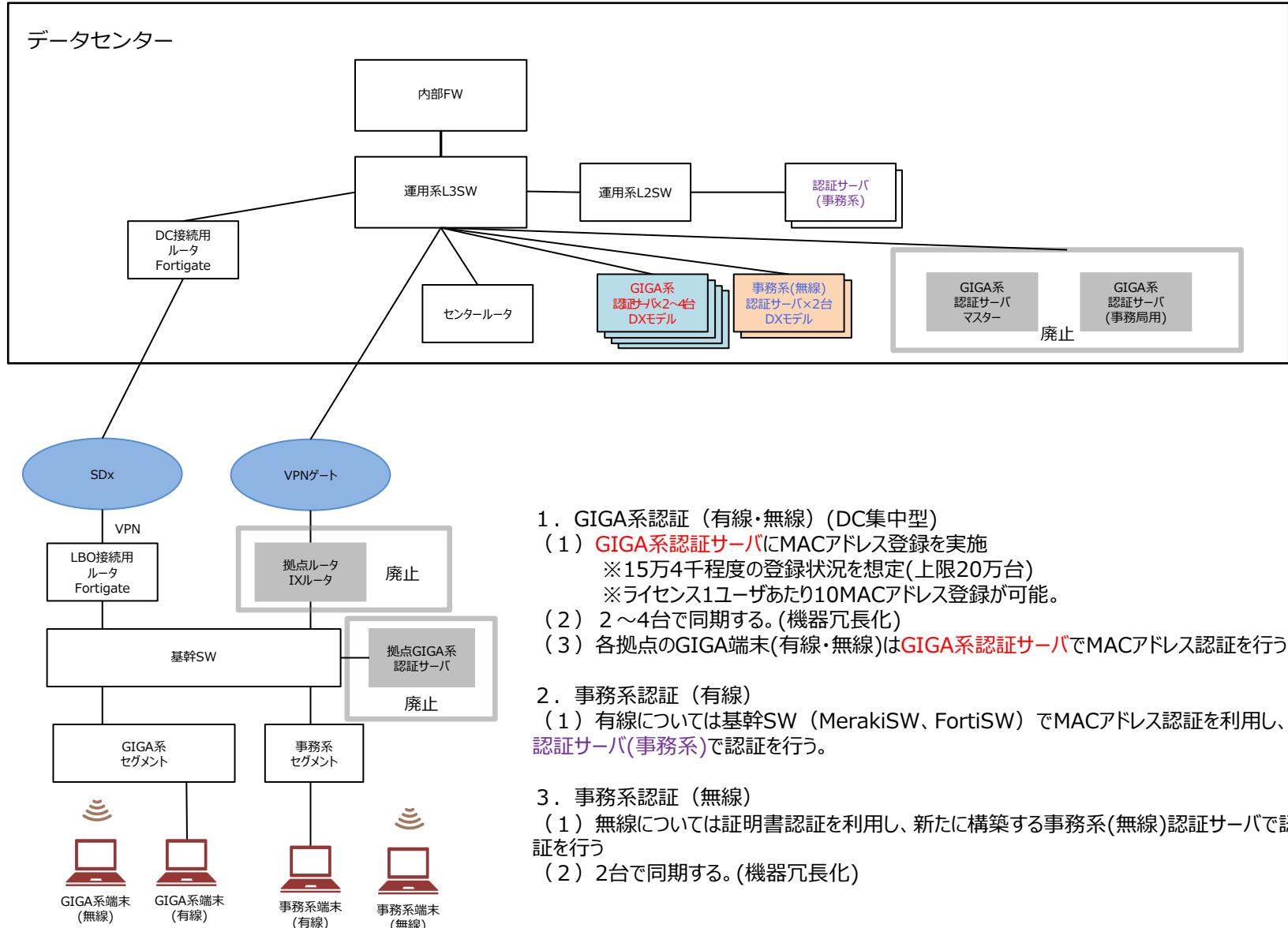
# 1. 現在の認証構成

【別紙 1】：認証サーバ更新



## 2. 更新後の認証構成

【別紙 1】：認証サーバ更新



## 【別紙2】:DC-F5ラックマウント図

DC#F-5(H29運用系)

	ホスト名	消費電力 (VA)	重量 (kg)	電源口数	系統
42					
41					
40	AT-x530L-28GTX(運用系L2SW)	L2DC0110 #1	68	4.1	2
39					
38	AT-x530L-28GTX(運用系L2SW)	L2DC0110 #2	68	4.1	2
37					
36					
35					
34					
33					
32					
31					
30					
29					
28					
27					
26	QNAP TVS-471	qnap	50	5.7	1
25	棚				
24					
23	サポートデスクサーバ(SUPERMICRO)	sd-esxi.edu	490	1	1
22		電源冗長	490	2	2
21					
20	GIGA系認証サーバ1	gauth1	120	7.3	2
19	GIGA系認証サーバ2	gauth2	120	7.3	2
18	GIGA系認証サーバ3	gauth3	120	7.3	2
17	GIGA系認証サーバ4	gauth4	120	7.3	2
16	17型LCDコンソールユニット		69	16	1
15	NetAttest EPS-DX05 認証サーバ1	auth1	120	7.3	2
14	NetAttest EPS-DX05 認証サーバ2	auth2	120	7.3	2
13	事務系(無線)認証サーバ1	lauth1	120	7.3	2
12	事務系(無線)認証サーバ2	lauth2	120	7.3	2
11					
10	サポートデスクサーバ	support	198	12	1
9	ネットワーク監視サーバ	cmpc02	178	11.2	1
8					
7					
6					
5					
4					
3					
2					
1	棚				

## 電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書

### (総則)

**第1条** この電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機の保守を含む賃貸借において、情報セキュリティの確保など賃貸借契約の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

### (履行計画)

**第2条** 賃貸人（複数の事業者で構成する連合体がこの契約を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、この契約の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。

2 乙は、甲がこの契約の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

### (秘密の保持)

**第3条** 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

### (目的外使用の禁止)

**第4条** 乙は、次に掲げるものをこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- (1) 賃貸物件
- (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
- (3) 契約の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（賃貸物件に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

### (複写、複製及び第三者提供の禁止)

**第5条** 乙は、賃貸物件、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (作業責任者等の届出)

**第6条** 乙は、この契約の履行に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならぬ

い。

- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徵し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

#### (教育の実施)

- 第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他契約の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
  - 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8条** 乙は、この契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に履行させる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### (再委託の禁止)

- 第9条** 乙は、この契約に係る義務の履行の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
  - 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
  - 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
  - 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

#### (データ等の適正な管理)

- 第10条** 乙は、賃貸物件及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に当たって使用する電子計算機室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
  - 3 乙は、甲の電子計算機室等を使用する場合は、甲に対しこの契約の履行に着手する前に、甲の電子

計算機を使用する作業責任者及び作業従事者の氏名、作業内容及び従事期間を届け出なければならない。また、甲の電子計算機を使用しなくなった作業責任者及び作業従事者の氏名、理由を届け出なければならない。

- 4 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 5 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 6 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
  - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
  - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
  - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 7 乙は、甲から賃貸物件及び契約の履行において利用するデータの引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 8 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。
- 9 乙は、契約の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することができないよう必要な措置を講じること。
  - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる契約の履行に關係のないアプリケーションをインストールしないこと。
  - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 10 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 11 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 12 乙は、賃貸物件及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 13 甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第10条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。賃貸物件のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。
- 14 乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。賃貸物件のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。
- 15 乙はこの契約を履行するために賃貸物件の記録媒体の交換が必要となる場合は、交換により不要と

なった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な状態にしなければならない。

#### (データ等の廃棄)

**第 11 条** 乙は、契約の履行が完了したとき、契約の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定により、データの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。ただし、個人番号利用事務系（個人番号利用事務又は戸籍事務に関わる情報システムをいう。）の情報を取り扱っていた場合は、本市の承諾を受けない限り、物理的に破壊する方法により行うこと。
- (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
- (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

#### (監督)

**第 12 条** 乙は、賃貸物件及びデータの管理状況並びにこの契約の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及びこの契約の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

#### (事故の発生の通知)

**第 13 条** 乙は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2 乙は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (支給品及び貸与品)

**第 14 条** 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 乙は、この契約の履行が完了したとき、契約の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、

個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

#### (検査の立会い及び引渡し)

**第 15 条** 甲は、契約書第 5 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかつたときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

2 甲は、契約書第 5 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、賃貸物件を稼動させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、賃貸物件に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める期間内に誠実に対応しなければならない。

#### (契約の解除)

**第 16 条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第 10 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。

3 乙は、第 1 項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

#### (損害賠償)

**第 17 条** 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠つたことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

#### (契約不適合責任)

**第 18 条** 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、この契約に付随する業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第 10 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、契約書第 5 条第 1 項の検査に合格した日（契約に付随する業務にあっては、当該業務の一工程の履行が完了した日）から 2 年以内に甲から

契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約書第5条第1項の検査に合格した時点（契約に付随する業務にあっては、当該業務の一工程の履行が完了した時点）において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。

#### （作業実施場所における機器）

**第19条** この契約の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワーク（以下「機器等」という。）については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、この契約の履行に必要となる機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 3 乙は、この契約の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要となった場合は速やかに消去しなければならない。